

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届の書き方

[illegible]

- ①欄は、該当する元号を○で囲む。
- ②欄は、下表の該当する文字を○で囲む。

	一般の被保険者	厚生年金基金加入者
男性（坑内員除く）	1□	5□
女性	2□	6□
男性（坑内員）	3	7

3. ㊸欄の「健保の従前」と「厚年の従前」欄には、この届出書を提出する日現在の標準報酬月額を記入する。□
なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁にする。
4. ㊹欄には、5月、6月、7月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入する。
(注) 月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日までの日数)
日給者の場合は、稼働日数
5. ㊺欄には、5月、6月、7月に支払われた報酬のうち、金銭(通貨)で支払われた額を記入する。
(注) 報酬とは、賃金、給与、俸給、手当(残業手当、通勤手当なども含まれます。)、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、労働の対象として支払ったすべてのもの。□
ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれる。
6. ㊻欄には、5月、6月、7月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券(回数券)、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものがあるときに、地方社会保険事務局長などが定めた価額によって算定した額を記入する。
7. ㊼欄には、㊹欄+㊺欄の合計額を、それぞれの欄に記入する。
8. ㊽欄には、5月、6月、7月のうち支払基礎日数が20日以上月の㊼欄(合計額)の総計を記入する。
9. ㊾欄には、この届出により標準報酬月額が決定される年を記入する。□
なお、改定される年月が1桁の場合は、前に0を記入して2桁にする。
10. ㊿欄には、㊾欄(総計)の額を、支払基礎日数が20日以上月の数で除した平均額を記入する。
11. ㊿欄の「遡及支払額」には、5月、6月、7月の各月に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことなどによる数ヵ月分以上の昇給差額や、4月分以前の遅払分が含まれている場合に、その額を記入する。
12. ㊿欄の「昇(降)給差の月額」には、「遡及支払額」を記入したときに、昇(降)給により増(減)された額の月額を記入する。
13. ㊿欄の「昇(降)給月」には、「遡及支払額」を記入したときに、昇(降)給または遡及分の支払が行われた年月を記入する。
14. ㊿欄には、次の計算式によって計算した額を記入する。□
ただし㊿欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄に記入する必要はない。
(1) 「7月」に遡及分または遅払分の支払が行われた場合。
$$\{ (\text{㊿欄の金額} - \text{㊿欄の「遡及支払額」}) + (\text{㊿欄の「昇(降)給差の月額」} \times 2) \} \div 3 = \text{㊿欄の金額}$$

(2) 「6月」に遡及分または遅払分の支払が行われた場合。
$$\{ (\text{㊿欄の金額} - \text{㊿欄の「遡及支払額」}) + (\text{㊿欄の「昇(降)給差の月額」}) \} \div 3 = \text{㊿欄の金額}$$

(3) 「5月」に遡及分または遅払分の支払が行われた場合。
$$(\text{㊿欄の金額} - \text{㊿欄の「遡及支払額」}) \div 3 = \text{㊿欄の金額}$$
15. ㊿欄の「健保」と「厚年」欄には、㊿欄の金額(㊿欄に記載されている金額がある場合は、㊿欄の金額)を「標準報酬区分表」(健康保険法第3条及び厚生年金保険法第20条)にあてはめて得られた標準報酬月額を記入する。□
なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁にする。
16. ㊿欄の備考欄には、次の事項を記入する。
(1) ㊿欄に記入した場合は、その現物の名称
(2) ㊿欄の金額の中に年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヵ月当りの平均支給額
(3) ㊿欄の金額にストライキにより賃金カットされた金額があるときは、その旨、その月、日数及びカット率
(4) ㊿欄の金額に低額の休職給があるときは、その旨、その月及び支給率
(5) 長期欠勤者があるときは、その旨と欠勤を始めた年月日及び賃金支給の有無
(6) 資格取得届提出中のときは、その旨と資格取得年月日及び資格取得届の提出年月日
(7) 健康保険法第62条第1項に該当している者があるときは、「健康保険法第62条第1項該当」の旨
17. コンピュータにより届書を作成している場合は、必ず「コンピュータによる届書の作成要領」により行う。